


障がいのある人と人権

「社会の羅針盤」、障害者権利条約の勧告



石渡和実

連載 第3回



2006年12月13日、ニューヨークの国連本部で「障害者の権利に関する条約」が採択された。「女性差別撤廃条約」（1979年）や「子どもの権利条約」（1989年）などと並ぶ、8番目の人権条約である。それまでの条約と違うのは、成立までの過程を障害者自身がリードし、当事者主体で検討が続けられたことである。「Nothing about us without us!（私たち抜きに私たちのことを決めないで!）」というフレーズが合言葉のように繰り返され、障害がある人たちの思いがこもった条約が誕生したのである。

条約採択の大きな推進力になったのが、1990年に7月に「障害をもつアメリカ人法（Americans with Disabilities Act : ADA）」が成立したことである。黒人であっても白人と対等の権利を保障した、「公民権法」の「障害者版」とも言われる。このADAの中に「合理的配慮」が位置付けられ、世界の注目を浴びることになった。

障害者権利条約には、「他の者との平等を基礎として」という言葉が35回も登場する。「他の者」、すなわち「障害がない人」と平等に、学ぶことも、働くことも、遊ぶことも、生まれた時から亡くなるまで、あらゆる場面で障害者の権利が保障されなければならない。そのために「障害を克服」する本人の努力ではなく、合理的配慮の提供や社会が変わることが、法的拘束力を持つ「条約」によって示されたのである。

2022年8月22日、23日に、ジュネーブにある国連の障害者権利委員会で、条約の理念を実現しているか否かについての日本審査が行われ、9月9日に「総括所見（勧告）」が

出された。評価された面もあるが、多くは条約に反するという「懸念」が示され、改善することが求められた。特に強い指摘を受けたのが、障害者施設や精神科病院からの地域移行の推進、障害がある子とない子との学ぶ場が分かれている分離教育の廃止、という2点である。

日本審査を担当した副委員長のラスカス氏（リトアニア）は、9月20日に開かれた報告会でこう主張した。「子どもの頃の分離教育が、成人後の施設収容・長期入院を促すことになる。通常教育から障害児が排除されるのは、そこに合理的配慮がないからで、幼い頃から共に学んでいけば大人になってからの入所・入院はありえない」。ラスカス氏は報告会の前に、津久井やまゆり園から地域移行した元入所者が暮らす横浜を訪ね、神奈川県知事らと面談もしている。入所施設で起こった衝撃的な事件は権利委員にとっては「過去」のことではなく、今も施設・病院で暮らす人に思いをはせ、暮らしを変えることを強く求めている。

勧告が出されてから、日本の社会にも新たな動きが広まりつつある。障害者権利条約は「社会の羅針盤」と言われるが、目指すべき方向に向け、社会全体で歩みを進めなければならない。

いしわた かずみ 東洋英和女学院大学名誉教授。埼玉県や横浜市のリハビリテーションセンターに勤務の後、東洋英和女学院大学等で「障害者福祉論」「人権論」を担当。日本障害者協議会（JD）理事、東京都社会福祉協議会理事、世田谷区障害者施策推進協議会部会長などを歴任。2016（平成28）年には、津久井やまゆり園事件の神奈川県検証委員長も務めた。障害がある人の想いを尊重した地域生活支援、ネットワークの構築などについて活動を続けている。